

【伊丹市】特殊詐欺対策電話機等の購入費補助

特殊詐欺の被害に遭われた方の8割が65歳以上の高齢者です。

市は、特殊詐欺による高齢者の被害の防止を目的に、特殊詐欺対策電話機等の購入費を補助します。

○対象者

次の要件すべてに該当する方

- ・本市に住民登録している65歳以上(申請日時点)の方、またはその方と同一世帯の方
- ・兵庫県警察から特殊詐欺対策電話機等の貸与を受けていない方
- ・過去に当該補助金の交付を受けたことがない方(同一世帯の方も含む)

詐欺かな、どうしよう。。。



○対象機器

令和5年12月13日以降に購入したもので、

次の要件いずれかに該当する固定電話機及び固定電話に設置する外付け録音機

- ・『着信前に自動で警告を発する機能』及び『自動で録音をする機能』の両方の機能を有するもの

※どちらか一方の機能だけでは、補助対象になりませんのでご注意ください。

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されているもの

※インターネットショッピングでの購入も可能です。

※オークションやフリーマーケットなど個人間売買での購入を除きます。

※ポイントを利用して支払いをした場合、利用したポイント分は補助対象外となります。

○補助金額 購入額と補助上限額のいずれか低い方の金額 (100円未満は切り捨て)

(補助上限額) 固定電話機 10,000円 外付け録音機 5,000円

○申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金) (予定)

○申請方法

対象の電話機等を購入後、「伊丹市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付申請書兼請求書(※)」に、申請に必要な添付書類を併せて市都市安全企画課まで

郵送、窓口持参またはオンライン申請(右のQRコード)にて提出してください。

※申請書兼請求書は、市都市安全企画課ホームページや窓口(支所・分室等を含む)、または裏面に記載の家電販売店等で入手できます。

※オンライン申請は「伊丹市オンライン申請ポータル」サイトから新規登録後、申請してください。

○申請に必要な添付書類(①～④すべて)

- ①領収書やレシートの写し(購入店、購入日、購入額のわかるもの)
- ②カタログや取扱説明書の写し(メーカー名、品名がわかるもの、防犯機能が確認できるもの)
- ③振込先金融機関通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座番号、名義人のわかるもの)
- ④申請者の有効な公的身分証明書の写し

*住所や顔写真の付いている公的書類であれば1点必要

運転免許証(表裏両面)、運転経歴証明書(表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)等

*顔写真の付いていない公的書類であれば2点必要(※うち1点に住所の記載が必要)

健康保険や介護保険等の被保険者証、年金手帳、住民票等

(例:国民健康保険被保険者証と年金手帳)



○提出先及び問合せ 伊丹市役所 都市安全企画課 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL:072-784-8055 9時～17時30分(平日のみ)

詳しくは、市都市安全企画課ホームページ(QRコード)をご覧ください。



○市内特殊詐欺対策電話機等販売取扱店舗

【五十音順】

店名	電話番号	所在地
伊丹電気商会	072-772-3659	伊丹市鈴原町1-33-2
入江電友社(安堂寺店)	072-781-3717	伊丹市安堂寺町2-18
エディオン 伊丹店	072-772-0337	伊丹市北伊丹5-70-1
ケースデンキ 宝塚伊丹店	072-787-3668	伊丹市荒牧南2-2-44
サン電化 株式会社	072-782-0881	伊丹市春日丘1-13
ジョーシン 伊丹昆陽イオンモール店	072-778-6911	伊丹市池尻4丁目1番地1イオンモール伊丹昆陽3F
シンワ電器 株式会社	072-777-0069	伊丹市南野2-1-2
日新電器	072-772-2838	伊丹市中央4-2-8
船尾電器	072-783-1465	伊丹市中野東2-51
株式会社 牧野電器商会	072-782-6202	伊丹市森本2-35
松田ナショナル電気 伊丹店	072-781-7326	伊丹市昆陽池2-166
マツヤデンキ 阪急伊丹店	072-778-5133	伊丹市西台1丁目1-1阪急伊丹リータ2F
有限会社 ヤマイチ文具	072-775-1212	伊丹市森本2-56-20
株式会社 ヤマダデンキテックランド北伊丹店	072-773-5331	伊丹市北伊丹8-10-5
ワカサ電化	072-781-2327	伊丹市南野北1-7-6

※一部、上記の表に記載のない店舗でも取り扱いしている場合があります。



○よくある質問

Q1. 特殊詐欺対策電話機等とは何ですか？

A1. 特殊詐欺を未然に防ぐことを目的に製造された「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」を有する固定電話のことです。

「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」とは、相手が電話を掛けてきた際、呼び出し音が鳴る前に相手に対して、「この電話は防犯のため録音されます。」等の警告メッセージを流し、その後、呼び出し音が鳴り、受話器をとると以後の会話を自動的に録音する機能のことです。

Q2. 固定電話に設置する外付け録音機とは何ですか？

A2. 「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」を有する録音機を、電話回線と自宅の固定電話の間に接続する機器のことです。

Q3. 特殊詐欺対策電話機を設置する効果はどんなものですか？

A3. 事前に警告メッセージが流れることで、詐欺犯が警戒し電話を切ることが期待できます。また、実際に電話に出てしまっても会話が自動録音されているので、家族や知り合いに音声を聞いてもらうことなどで、相談することができ、特殊詐欺を未然に防ぐ効果があります。

Q4. 令和6年2月や3月に購入したものは補助の対象になりますか？

A4. はい。対象になります。ただし、令和6年4月1日以降に必要な書類をご用意のうえ申請してください。

Q5. 補助金はどのように交付されますか？

A5. 申請後、審査・交付決定を経て、申請者が指定した金融機関の振込口座に入金します。